

## 函館市行財政改革戦略本部設置要綱

(目的および設置)

第1条 本市の行財政改革推進プランに関する基本的な方針および施策を決定し、その進捗状況を総括するため、函館市行財政改革戦略本部(以下「戦略本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 戦略本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織する。

(1) 本部長は、市長をもって充てる。

(2) 副本部長は、副市長をもって充てる。

(3) 本部員は、教育長、企画部長、総務部長および財務部長のほか、必要に応じて本部長が指名する部局長をもって充てる。

2 本部長は、戦略本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在の時は、総務部に属する事務を担当する副市長をもって、その職務を代理する。

(会議)

第3条 戦略本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第4条 戦略本部の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。